

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和4年5月17日（火）午後1時 議場

## 出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ  
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次  
前 原 茂 森 谷 司

## 欠席委員（0名）

## 説明のため出席した者

### 【総合政策部】

〔総合政策課〕堀口次長兼課長 宇津宮広域行政推進室長

### 【市民生活部】藤岡部長

〔環境政策課〕木下課長 足立課長補佐兼環境計画担当課長補佐

### 【福祉保健部】塚田部長

〔健康対策課〕渡部課長 小西課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長  
前畑新型コロナウイルスワクチン接種推進室係長

### 【経済部】

〔経済戦略課〕坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長 相田産業・雇用戦略室主任

## 出席した事務局職員

松下局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 土井議事調査担当主任

## 傍 聴 者

報道関係者2人 一般0人

## 報告案件

- ・脱炭素先行地域の選定について〔市民生活部〕
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種（4回目接種）等の対応について〔福祉保健部〕

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、執行部から2件の御報告があります。

初めに、脱炭素先行地域の選定について当局の説明を求めます。

木下環境政策課長。

○木下環境政策課長 それでは、脱炭素先行地域の選定について報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

まず、脱炭素の取組の概要でございますが、本市におきましては2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを昨年2月に表明し、地域新電力であるローカルエナジー株式会社と連携して脱炭素社会の実現に向けた様々な取組を行って

いるところでございます。こうした中、昨年の12月24日に環境省から脱炭素先行地域の募集要領が公表され、本市におきましても脱炭素の取組をさらに推進するため、境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行と協議の上、提案内容を取りまとめ、本年2月21日に脱炭素先行地域に応募いたしました。国による審査を経まして、4月26日に正式に脱炭素先行地域に選定されましたので御報告するものでございます。脱炭素先行地域についてでございますけれども、地方自治体や地元企業、金融機関が中心となり、環境省をはじめ国も積極的に支援しながら、2025年度までに脱炭素に向かう先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する地域とされており、全国で少なくとも100か所以上の地域が選定される予定でございます。

続きまして、1、提案概要でございますが、提案者は、米子市、境港市のほか地域新電力のローカルエナジーと、地元金融機関であります山陰合同銀行との共同提案という形で応募をいたしました。計画期間は、今年度から2030年度までとしております。事業内容でございますが、主な事業として、ア～エまでの4つを提案しております。1つ目は、再エネ供給事業でございます。既存の再エネ設備であります米子市クリーンセンターのバイオマス発電と、下水道内浜処理場の消化ガス発電及び新規の再エネ設備で発電した電力を市有施設に自己託送と自営線による自家消費により供給いたします。2つ目は、非FIT太陽光発電PPA事業でございます。市有施設、荒廃農地、民間施設の屋根などに新たに整備する太陽光発電設備につきまして設置者であるPPA事業者に対し、消費する電力に応じた電気料金を支払うPPAモデルを活用して設置してまいります。3つ目は、再エネ需給調整蓄電池事業でございます。日中に発電する太陽光発電の余剰電力を大規模蓄電池に蓄え、再エネの需給調整を行うとともに災害時の需給調整等を行います。4つ目は、データプラットフォーム事業でございます。各施設における電気使用量とCO<sub>2</sub>排出量をリアルタイムで確認できるようにし、公共施設における電気使用量の推移や比較が行えるようにすることで省エネの取組を推進してまいります。また、将来的には地域のエネルギー供給会社と連携した地域エネルギープラットフォームを構築することで、需要家であります民間企業のCO<sub>2</sub>排出管理の効率化を図ります。これらの事業につきましては共同提案者であるローカルエナジー株式会社に委託して実施いたしますが、事業計画の協議や関係者との調整、進捗管理は、市の関係部局が積極的に関与してまいります。また、記載しております事業のほか、本市の公用車の電気自動車への移行や、省エネによる電力削減の取組等についても併せて検討をしてまいります。裏面に事業のイメージ図を載せております。今回提案いたしました脱炭素先行地域の範囲は、図の右側でございます。米子市におきましては、市役所本庁舎を中心とした公共施設5施設と山陰合同銀行米子支店を含む中心市街地、境港市におきましては、夢みなとターミナルを中心とした公共施設4施設と境港さかなセンターを含む観光地でございます。そのほか米子市と境港市の公共施設群、そして両市にございます荒廃した農地を範囲としております。これらの先行地域で使用する電力を、新たに整備する太陽光発電設備や既存の米子市クリーンセンターのバイオマス発電や内浜処理場の消化ガス発電の電力により賄おうとするものでございます。市の公共施設を中心として脱炭素の取組を進めることで、分散型エネルギーの構築を進めるとともにエネルギーの地産地消、省エネの促進を図ります。また、地方の成長戦略の一つとして、

脱炭素の取組を通じて地域の課題解決や魅力と質の向上を図ってまいりたいと考えております。

選定経過については記載のとおりでございますが、全国の79か所から応募があり、その中から本市の提案を含めた26か所が選定されたものでございます。

最後に、今後の予定でございます。提案事業の内容につきまして、これからFS調査、実現可能性を検討するための調査でございますが、これらによりまして事業の具体化を進めてまいります。次に、国の交付金であります地域脱炭素移行・省エネ推進交付金を活用した事業計画を策定し、具体的な事業化を進めてまいります。また、地球温暖化対策実行計画の改定によるCO<sub>2</sub>削減の目標値の設定と施策の進捗管理を行います。最後に4番目ですが、市内に脱炭素の実行計画推進委員会を設置し、本市における脱炭素の取組について様々な施策を検討してまいります。なお、具体化してまいります事業の内容や計画の進捗につきまして、随時議会に報告させていただくこととしております。説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

**○石橋委員** 今年2月の市長の脱炭素の宣言に続いて、この脱炭素先行地域に応募されて選定されたっていうことは大変いいと思います。今、2050年のCO<sub>2</sub>ゼロとか2030年に向けて、世界中がこれまでのペースの取組ではもう間に合わないかもしれないということで、これまでの延長線じゃない、思い切った取組がいるというところですけど、各自自治体でこのように取り組んでいけば本当にいいなというふうに思うんですが、(3)の事業内容のところの、アの現在の再エネ設備ということの中で、米子市クリーンセンターが入っているのは、主には熱回収という、要するにサーマルリサイクルということの評価されたものですか。

**○矢田貝委員長** 足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐。

**○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐** 今回の選定についてでございますけれども、米子市クリーンセンターのバイオマス発電も再エネのエネルギーでございますので、熱回収という特定のことでなくて、既存の再エネ設備を米子市の施設のほうに利用するという方式。先行地域でも同じような取組はされておられますけれども、そこは評価委員さんのほうから評価をされたという具合に認識をしております。以上でございます。

**○矢田貝委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 真庭市などでは確かにバイオマス発電で庁舎内の電気を全部賄っておられまして、市庁舎の正面にバイオマスの仕組みが分かるようなものもあるというふうに、見に行きましたので知っていますけど。サーマルリサイクルだけではないということでしたけれど、そういう利用の仕方ということの評価された。ただ、サーマルリサイクルに関しては、もう政府のほうはサーマルリサイクルはリサイクルではないというふうに言っていますので、これは早晩、変更というのか、今行っているところについてはそのまま行くのかもしれませんけど、そのままの路線ではいけないであろうというふうに思います。

次にお伺いしますけど、米子市はサーマルリサイクルで発電したものを売電しているわけですけど、今地域エネルギーのローカルエネルギーさんか何か売っておられると思うんで

すが、中国電力に売っていたときよりも、単価が上がって高く売れるようになったんですね。この市庁舎の電気を発電で賄うということになると、その電気料金といいますか、それにかかる費用というのは安くなるのでしょうか。

○矢田貝委員長 足立環境計画担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 現在の想定では、ローカルエネルギーに売電している分はフィットを活用した売電という形にはなっているんですけども、今年度秋にはフィットが終了する形になります。その中で市の施設のほうに再エネとして利用活用するわけですけども、これまで払っていた電気料金につきましては再エネ賦課金を合わせて、電気料金として支払っておりますけれども、今回再エネのほうを活用すれば再エネ賦課金を支払う必要がございませんので、多少市の支払う電気料金のほうには影響すると思います。多少安くなるという具合に想定はしております。以上でございます。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう一つ、太陽光発電で荒廃農地をやはり活用するという方針のようですけど、だんだん農業に携わる人の年齢が高齢化していて、なかなか後継者が育たないというか、育てられない。農業って大変ですのですね。そういう現状の中で、荒廃農地というのはほっとけばまだ増えていくと思うんですね。こういう活用もですけど、そもそも荒廃農地にならないような、農業が続けられる仕組みをつくらなければ米子の農業が駄目になり、食料の自給率がさらに下がっていく。日本の将来にとって食糧問題は本当に大事というか、大きいと思うんですけど、そこの農業を何とかするという方策も片方でしっかりやっていただきたい。これは意見です。それと、こういう形で将来は、プラットフォームですか、地域で電気を起こして、地域の電力を賄っていくっていう取組だと思っておりますが、それは本当によいことだと思っております。北海道で少し前にブラックアウトというのがありました、大きな電力会社が全部その電気を供給していくっていうやり方っていうのは、ああいうことになりかねませんし、その地域の実情に合った発電の仕方をして、蓄電もしっかりして賄っていけるようにするというのは、これからエネルギーの問題では主流にならないといけないかなというふうに思っていますので、この取組はしっかり前に進めていただきたいと思います。

もう一つは、この取組だけでなしに、全体に脱炭素ということでは全体の政策の見直しが必要だと思います。今の西部広域で一般ごみの施設の計画がありますけれど、これもやはり政府のプラスチックの政策、この脱炭素の政策が大きく変わっていますので、10年先からずっと30年先ぐらいまでにかけて行っていく取組としては脱炭素の意味からも見直しがどうしても要るようになると思います。その辺は各自自治体でのごみの計画とかいうのがベースで、それが積み上がったものですから、各自自治体で再検討の必要があると思います。この取組だけではなく、本当に脱炭素にこの米子が向かってるかどうか全部点検していただきたいと思います。これは意見です。

○矢田貝委員長 ほかにいかがでしょうか。

土光委員。

○土光委員 今日の資料の中で、先行地域に選定されたということに関して、選定されるとこれからいろんな事業をするときの国の財政支援というのはどういうふうな形で受けら

れることになるんですか。

○矢田貝委員長 足立環境計画担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 最初の説明のほうで課長のほうも少し触れましたけれども、選定地域に選定されると環境省のほうの交付金が活用できる条件になります。今後、事業計画の詳細を詰めた上で、国のほうに交付金の申請を行って、議会の承認のときに予算化をする予定でございます。答えになってますでしょうか。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 今の段階で分かっていることということで構いませんが、要はそういった手続をすれば国から財政支援交付金の形が出る。この事業費総額に対してどのくらいの割合、国から出るといのは大体分かっているんですか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 補助割合ですけれども、3分の2が補助という形になります。米子市の場合は、この先行地域の中に民間との連携事業という形で3分の2の交付金を受けた後、委託事業という形で事業者のほうに補助をする予定にしております。残りの3分の1につきましては、今回、共同提案者のほうに金融機関が入っておりますけれども、資金調達等々を金融機関のほうから行った上で、総事業費として事業を行うという形にしております。交付金の限度額でございますけれども、要綱では5年後が限度で、総額50億が限度額という形になっています。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 国の支援割合は3分の2、残りの3分の1は自前、銀行云々と言っても銀行はお金を出すところじゃなくて借りたりするところだから、銀行自身がお金を出すわけじゃないですね。だから残りの3分の1は銀行を介してということもあるかもしれないけど、最終的には米子市、境港市、自治体が負担するということですか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 いえ、今のところローカルエナジー株式会社が事業主体となるように予定はしております。その事業主体に対して補助金を米子市のほうから交付するという形を想定しております。残りの3分の1につきましては、事業主体者が金融機関から資金調達をして事業を行うという形になっておりますので、米子市のほうから残りの3分の1を支出するということは想定しておりません。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、自治体の持ち出しは基本的にないという計画だと理解していいですか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 はい、基本的にはそうなります。ただ、今後、今回お示した事業のほかに、併せて市の公用車を電気自動車に替えるとか、そういった独自の施策も検討しておるところでございますので、その中で一般財源が発生するという形も想定はしておりますが、それは明らかになった時点で、当然ですが議会のほう

には御報告させていただくような形になろうかと思えます。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 そうでしょうね、公用車云々は分かります。今日の資料の説明の枠で囲まれているところ、丸の3つ目、この計画は、公共施設において温室効果ガス実質ゼロの実現を目指すと思っていいますか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 何で実質ゼロになるかというのと、再エネで全部調達するからというふうに理解をしているんですが、そうすると、実質ゼロじゃなくて要はゼロということですよ。よく一般的に実質ゼロというのは、何かカーボン買い取したりとか森林を何か換算したりとか、いろんなからくりがあって実質ゼロという言い方をよくされるんですが、この計画そのものは、文字どおり公共施設の電気は100%再エネで賄う、CO<sub>2</sub>を排出することはない。だからゼロになるというふうに理解していいですか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 はい、そのとおりでございます。実質ゼロと言いましたのも、今使っている電気を再エネで賄えばいいということではなくて、併せて省エネの方も積極的に取り組んでまいる予定にしております。電気の使用量の削減とともに、使用する電力を再エネで賄うという形の考えを持っております。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 それから資料の事業内容でア、イ、ウ、エとあって委託事業。これは全てローカルエネルギーが委託先ということでしょうか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 はい、共同提案者であるローカルエネルギーのほうに。専門知識も必要になるものですから、そういった民間のお力をお借りしながら事業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 事業内容のアとイの関係なんですが、アに書いてることはクリーンセンターと内浜処理場の既存の再エネ設備、それから、及び新規の再エネ設備はイの太陽光発電をこれから作ることを意味していると思っていいますか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 はい、おっしゃるとおりでございます。具体的にどこの施設に設置するかというのは、現段階ではまだ決めておりません。これからFS調査を行いながら、適切な場所に設置場所を計画する予定でございます。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 この太陽光発電の出力、2枚目の資料で主に各施設や荒廃農地に太陽光発電で1万4,000キロワット。荒廃農地を利用ということになると思うのですが、この計画

で荒廃農地の必要な面積はどのくらいだというふうに想定しているんですか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 具体的なものは現在まだ事業者のほうからも説明はございませんけれども、少なくとも全てのところを全部しなければということではなくて、一部分という形になっております。当然、地権者等々関係者がおられることではございますので、その中でソーラーシェアリングのような農業を継続しながら太陽光発電をつけるというようなことも模索をしながら、どのような形で関係者の方に御理解いただけるのか、そのスキームについて今後検討してまいる予定でございますし、その中で候補地のようなものも示しながら、計画の具体化を進めてまいりたいという具合に考えております。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 1万4,000という数字が出たのは、例えば米子市、境港市の公共施設で全て賄うにはこれくらい要るだろうということからきたのか、それとも逆に米子市内、境港市も入るかもしれませんが、利用できる荒廃農地の面積は大体このくらいだから想定される太陽光発電の出力はこのくらい、どちらかだと思うのですが、何からきてるんですか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 今回の先行地域でカーボンニュートラルを実施する公共施設の使用電力から、既存の太陽光発電の電力を差し引いた残りで、これだけ再エネで新しいものを発電しないと賄えないということの逆算ということにはなるのかと思いますけれども、これだけのものが必要であろうという積算の基に、1万4,000という数字を出しております。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 多分かなりの面積、かなりの太陽光パネルを設置するということになると思います。よく言われるのは太陽光パネルって耐用年数が20年とか30年とか、後、それをどう処理するのか、その見通しがあるのかどうか、ということが一般論で言われるのですが、当然この計画を立てるときに耐用年数はどのくらいで、その後そのパネルはどうするか。農地はその後どうするか。そういったことも含めてこれから計画を立て、検討するということが必要だと思うんですが。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 今回の太陽光発電のパネルの設置の契約でPPAという言葉が出てきておりますけれども、現在、鳥取県におきましても鳥取スタイルPPAということで、その電気契約の在り方につきまして研究会も立ち上げていろいろと検討しております。PPA事業者のほうで設置をして、その数十年先の廃棄も含めて責任を持っていただけるように契約をつくっていくということも検討しておりますので、その辺のところもつくっておしまっていくということではなくて、その後のことも考えながら、この設置の契約というのを行っていきたいという具合には考えております。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 利用できる荒廃農地のことですが、多分これ地目は農地ですよ。農地にこ

ういった太陽光パネルをつける、要は農地以外に使うということに関して、問題はないのか、何らかのことが必要なのか。それこそ20年30年後で、その農地を今後どう使うのかというのは、やはり先ほど石橋さんが言われたように、農地としての利用というのは必要だと思うんですが。その辺の関連に関してはどうなんでしょうか。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 今回のこの荒廃した農地に太陽光発電を設置するという形におきましても、国の評価委員さんとのヒアリングの中でも話題になりました。法的な課題が多々あるということは国のほうも認識をされておられまして、これに向けて、当然、今回交付金だけではなくて、環境省のほうの技術的なサポートというのを受けるとしてしております。課題にぶち当たったときに、どういった法的な解釈とか解決方法などは国のほうとよく協議をしながら、実現に向けていろいろと検討していきたいという具合には考えております。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 農地の利用に関連することですが、ソーラーシェアリングという手法がありますよね。太陽光パネルを設置して、それだけしか使わないじゃなくて、屋根みたいなところに全面じゃなくて、ある程度光が通るようなその下で農業をする、作物を育てる。そういうのはソーラーシェアリングということで、いろんところで今やられていると思うのですが、そんな発想は面白いと思いませんか。そういう発想で進めてもいいと思うんですが。

○矢田貝委員長 足立担当課長補佐。

○足立環境政策課長補佐兼環境計画担当課長補佐 先ほども少し触れましたけれども、今回のこの農地への太陽光発電の設置につきましては、事業者とさまざまな方法で導入を検討しています。その中で、当然ソーラーシェアリングということも検討の一つになりますので、いろんな方策を検討しながら、地元の方にも御理解いただけるようなスキームをつくってきたいという具合には考えております。以上でございます。

○矢田貝委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 再開

○矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、新型コロナワクチンの追加接種4回目接種等の対応について当局の説明を求めます。

渡部健康対策課長。

○渡部健康対策課長 コロナウイルスワクチンの追加接種4回目の対応につきましては、4月28日に国から概要が示されまして、この間、検討を進めてまいりました。この対応方針につきまして、現時点の対応について今日御報告をさせていただきたいと思っております。

資料の1、追加接種4回目についてということで、国におきましては5月の末頃、5月



の下旬頃から4回目の接種が可能となるように各自治体に準備をするようにということで通知が来ておりまして、必要になる関係省令の改正につきましては5月中に実施予定ということで、現時点ではまだ必要な改正の方がなされておられませんので、この改正後に実施ということになってまいります。アの位置づけにつきましては、このたび4回目の接種につきましては、科学的知見、外国の状況を鑑みまして、重症化予防を目的といたしまして特例臨時接種と位置づけて、接種費用については国が全額負担をするということになっております。イの接種間隔につきましては、3回目接種から5か月経過した後に行うことができます。ウの対象者につきましては、(ア)と(イ)がありますけれども、(ア)が3回目接種を終わられた60歳以上の方、こちらについては接種の努力義務が適用をされております。それから(イ)18歳以上59歳以下の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、こちらについては努力義務は現時点では適用しない、引き続き検討ということになっております。エの使用ワクチンにつきましては、3回目までに使用したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製またはモデルナ社製を使用するということになっております。オの接種券の発送についてです。60歳以上につきましては、接種記録システムを利用しまして、3回目の接種を終えられた方に4回目の接種時期を踏まえて段階的に接種券一体型予診票を発送するということとされています。18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方につきましては、市町村の実情に応じた運用を検討することとされています。これらの国の方針を受けまして、(2)米子市の対応方針でございます。まず、アの接種券の発送についてです。60歳以上の方につきましては、接種記録システムのほうで対象の方が把握できますので、3回目接種完了から5か月経過する方へ段階的に接種券一体型予診票を発送いたしまして、届いた方から予約接種を開始できるように体制を整える予定でございます。時期につきましては、5月末から段階的に発送ができるように現在準備を進めているところでございます。資料裏面に行きまして、続いて、(イ)の18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方等についてですが、この基礎疾患を有する方等の対象者の特定が市のほうではできないことから、18歳から59歳以下で3回目接種を完了された全ての方に段階的に申請書と御案内をお送りをして、基礎疾患があつて4回目接種を希望する方等から申請を受け付けます。その申請に基づきまして接種券一体型予診票を発行いたしまして、接種をしていただくということを想定いたしております。この申請書の案内の発送時期につきましては、6月上旬からを目指して今準備を進めているところでございます。イの接種体制につきましては、現在、各医療機関での個別接種、それから市の集団接種を併用しまして1回目から3回目の接種を実施しているところでございますので、同様の体制で4回目の接種も実施していきたいと考えております。集団接種につきましては、ふれあいの里、淀江支所を中心に、その時期ごとに必要な会場、日時を設定する方針でございます。接種が増えるピークについては7月から8月頃を想定をいたしております。

続きまして、2番、追加接種の3回目接種の前倒しについてです。現在、3回目接種は2回目から6か月以上経過した後に接種が可能となっておりますけれども、4月に開催されました国の審議会のほうにおきまして、2回目接種から5か月経過した後に3回目の接種が可能というふうにされました。こちらにつきましても、今後国のほうで必要な政省令の

改正をされた後の実施ということになります。そこで米子市のほうの対応方針ですけども、2回目の接種から5か月経過する方へ、5月末から段階的に接種券一体型予診票の送付が可能となるように現在準備を進めているところでございます。

続きまして3番、現時点での米子市の接種状況について御報告をさせていただきます。まず、12歳以上の接種状況、3回目接種についてになります。お手元の資料のほうには5月8日時点の接種率を載せさせていただいておりますが、最新の数字を報告させていただきます。5月15日時点のものになります。65歳以上の3回目が86.3%、12歳から64歳の方の3回目が46.2%、全体でいきますと59.3%となっております。続きまして、5歳から11歳、小児接種の状況についてです。こちらでもですね、5月15日時点の数字になりますけども、1回目が11.8%、2回目が8.0%となっております。12歳以上の3回目接種につきましては、全国的な傾向ではありますけども12歳から64歳の方、特に若年層の接種がなかなか進んでいない状況にありまして、米子市でも同様の傾向となっております。今後、あらゆる広報手段を通じまして、情報を丁寧にお伝えをして、接種を検討していただけるように引き続きやっていきたいというふうに考えております。それから5歳から11歳の小児接種につきましては、3月の22日から接種開始しておりますけども、なかなか接種が伸びていない状況にございます。最初の頃は予約が少し取りにくいような状況も発生をいたしておりましたけども、現在、個別接種で進めておりますが、比較的近い直近についてもまだ空きがあるような状況となっております。こちらにつきましても、いろんな手段を通じまして周知、広報を引き続き続けていきたいと思っております。また、少しでも接種が進むようにということで新たな取組も行っておりまして、小児接種につきましては専用のキャンセル待ち制度を設けておりますけども、そのキャンセル待ちされてる方のうち、例えば空いている日に条件が合う方がいらっしゃらなかったような場合に、その空き状況等をホームページやSNSに載せまして接種していただけるようなことを先週から始めているところでございます。資料の説明については以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 資料の1枚目のアの位置づけの中で、「特例臨時接種として位置づけ」と書いています。この特例臨時接種というのは何ですか。

**○矢田貝委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** コロナワクチンの接種につきましては、予防接種法上の規定によりまして接種を行っているところでありますけども、定期の予防接種につきましては定期接種ということで規定がありまして、今回、コロナワクチンの接種につきましては、その定期接種に対して臨時的な接種として国の接種に位置づけるというところでの規定でございます。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** ここでは「4回目接種を」と書いているんだけど、例えば1回目、2回目、3回目、このコロナワクチンの接種というのは臨時接種になる、それとももう全て特例臨

時接種なんですか。

○矢田貝委員長 渡部健康対策課長。

○渡部健康対策課長 このコロナワクチンの接種につきましては1回目から4回目全て予防接種法の臨時接種に位置づけられておりまして、頭にちょっと特例という言葉がついておりますけども、予防接種法上の臨時接種ということで御理解いただければと思います。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 この4回目も1、2、3回目と基本的に予防接種法では同じ位置づけで実施する。分かりました。それから「重症化予防を目的として」と書いてるんですけど、普通ワクチンというのは感染予防がメインだと思うのですが、この4回目というのは感染予防という効果はあんまり期待できないんですか。重症化予防を目的と書いていて、ちょっと奇異な感じがするんですが。

○矢田貝委員長 渡部健康対策課長。

○渡部健康対策課長 国の審議会等におきまして議論されておりますけども、3回目が終わって4回目の接種に関しましては、感染予防等の効果っていうのが顕著に出るようなことがなかったということで、あくまで今回の目的については、重症化予防を目的としまして実施をするということで結論づけられているということでございます。以上です。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 重箱の隅をつつくようなことになるかもしれませんが、基本的に予防接種をするのは感染予防を目的とするというふうにちゃんと予防接種法で書かれていますよね。あくまでも感染予防のため、それが期待されるものが予防接種。多分程度問題で、感染予防よりも重症化予防を期待するというふうにとればいいと思うんですが、予防接種法そのものとはかくワクチンは感染予防のためにするというふうに明確に書かれていますので、気になったということで、答弁はいいです。それから対象者、努力義務の関係ですが、4回目に関しては（ア）と（イ）でそれは分かりました。5歳から11歳までは努力義務が外れていますよね。資料も見たのですが、接種券を市民に発送するときに、当然ワクチンに関してのいろんな効果、副作用も含めてきちんとした情報を提供するというところをした上で、最終的には希望する市民には行政がきちんとしてできるように体制を整えるということをやっていると思います。今回の5歳から11歳までに関して、市民に発送している資料の中に努力義務は課されていないという記述はないんですよね。5歳から11歳はこういう理由で努力義務は課されていない、でも、こんな効果もある、というふうに客観的な情報をちゃんと伝えないと、特に若年層で接種率が高まらないというのは周知とかそういう問題だけではなくて、ワクチンに対しての必要性とか様々な議論があるので、ある意味で誤解も含めて行政が客観的な情報を出すという信頼感がないとなかなか進まないと思います。だから、この努力義務に関してもいろんな国の議論があって、ここは努力義務を適用しないということになったと思うので、市民にちゃんと伝えるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○矢田貝委員長 渡部健康対策課長。

○渡部健康対策課長 委員のおっしゃいますように、5歳から11歳につきまして送付した資料については、努力義務がないというような記載はしていなかったところでありす

けども、例えばホームページとか、その他の媒体におきまして、今委員おっしゃるように市から、行政から正確な情報をという趣旨ですけども、そういう媒体を使って今周知をいたしているところがございます。これから4回目等も始まりますけども、努力義務の適用のあるない等を含めまして丁寧な広報とか案内に努めていきたいというふうに考えております。

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** この4回目接種とはちょっと外れるんですけど、1点だけ確認させていただきたいのが、メールでもコロナ陽性者が出たときの園だとか学校での対応状況をお知らせいただいているんですけども、再度、今どういうふうな形で行っているのかというのを教えていただければと思っています。

**○矢田貝委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 小学校、保育園等への対応ということでよかったですでしょうか。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** コロナ陽性者が1人出た、何時間以内にクラス全員がPCR検査をするだとか、そういうようなこと。手順っていうか、そのタイムスケジュールとともに教えていただければと思っています、判断と一緒に。

**○矢田貝委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 現行、小学校、保育園等で陽性者が出た場合の対応につきましては、基本的には保健所の指示により行っておりまして、それに伴ってこども総本部のほうでそれぞれ対応をやっているというふうに理解をしています。保健所のほうの保育所等、学校等のその細かい基準等については今ちょっと把握をしておりませんが、そういったところでそれぞれの施設に保健所から指示もあり、こども総本部のほうにも情報共有があって、それぞれ対応しているというような状況になっております。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** コロナ関連で後遺症のことだとか、いつかもお電話させていただいたんですけども、小学校や園での保護者の方が納得をされている方もいらっしゃるんですけども、何でこうなっているんだというような苦情だとかお問い合わせはよく頂いていて、保健所の指示に従っているというのは分かるんですけども、それも市民に分かるように何かホームページで、こういうふうなことになったらこういうふうにしていますよ、というようなことも載せていただくとありがたいなあとと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

**○矢田貝委員長** 今の件は後日でも書類等でこども総本部等からの回答は要りますか。特にいいですか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** じゃあ、お願いしたいと思います。

**○矢田貝委員長** お願いしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と渡部健康対策課長〕

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○矢田貝委員長 ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 5 2 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織